

大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税減額適用申告書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

納税義務者 住 所 _____
氏 名 _____
(名 称)
電話番号 _____

地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに対する減額の適用を受けたいので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

家 屋 の 所 在	綾瀬市			家屋番号	番	
マンション名				室 番 号		
構 造		種類(用途)		床 面 積	㎡	
建 築 年 月 日	年 月 日		登 記 年 月 日	年 月 日		
大規模修繕工事が完了した年月日			年 月 日			
備考						

(注意) この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する書類を添付して提出してください。

【処理欄】

受付番号	—
物件番号	
義務者CD	
減額対象年度	年度
O/L処 理 日	・ ・
補充台帳処理日	・ ・
処理確認日	・ ・

大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置

一定の要件を満たすマンションについて、令和5年4月1日から令和9年3月31日までに長寿命化に資する大規模修繕等が行われ、かつ、工事が完了した日から3か月以内に申告したものに限り、当該家屋の固定資産税が減額されます。

要件（以下の要件を満たす区分所有マンション）

- 1 築20年以上かつ10戸以上であること
- 2 大規模修繕等工事を過去に1回以上実施済みであること
- 3 大規模修繕等工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること
- 4 居住用専有部分（マンションの専有部分の床面積の2分の1以上が人の居住の用に供する部分である専有部分をいう。）を有すること

減額期間

- ・ 大規模修繕工事が完了した年の翌年度の1年度分

減額率及び減額対象面積

- ・ 1戸あたり住宅部分の100㎡相当分まで
（100㎡を超える部分は、減額の対象にはなりません。）
- ・ 当該住宅部分の固定資産税の3分の1が減額されます。

手続き

上記該当物件を所有している方は、大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税減額適用申告書（表面）に下表の必要書類を添えて、大規模修繕工事完了後3か月以内に申告が必要です。やむを得ず、3か月を経過した後に申告書を提出する場合は、申告できなかった理由によっては受けられる可能性がありますので、ご相談ください。

	添付書類	管理計画認定 マンション	助言・指導を受け たマンション
①	当該マンションの総戸数を確認できる書類 （設計図等）	○	○
②	大規模の修繕等証明書（写し可）	○	○
③	過去工事証明書（写し可）	○	○
④	修繕積立金引上証明書（写し可）	○	×
⑤	管理計画の認定通知書（写し可）	○	×
⑥	助言・指導内容実施等証明書（写し可）	×	○

注）耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅化改修に係る固定資産税の減額との併用はできません。

申告先 綾瀬市役所 課税課 資産税担当 Tel 0467-70-5626（直通）